

届出制手数料に係る手数料表

当社は、職業安定法に基づき、下記のとおり手数料を定めています。

手数料については、当該範囲内で個別に求人者等と決定しています。

サービスの種類および内容	手数料の額および負担者
求人・求職の申し込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介のサービスおよびこれに付随するサービス	<ul style="list-style-type: none">・ 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の50%を上限とし、求人条件やその他の状況によって求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。・ 労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、当該契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を年間賃金とします。・ 上記手数料に消費税は含まれていません。・ 手数料の負担者は求人者とします。

返戻金制度について

当社は、採用決定者が入社後3ヶ月未満の期間内に退職した場合には、受領したコンサルティングフィーから下記の計算式によって算定した金額を採用者に返還します。ただし、採用者の経営上の事由による会社都合退職の場合は適用されないものとします。

また、期間・返還割合等について個別に求人者等と定めた場合は、その内容を適用します。

期間	返還額計算式
入社から1ヶ月未満で退職した場合	コンサルティングフィーの全額
1ヶ月以上3ヶ月未満で退職した場合	コンサルティングフィーの50%